

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
光陽支援学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 510 1611 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 510 715 583">品種</th> <th data-bbox="715 510 1003 583">品目 商品名</th> <th data-bbox="1003 510 1291 583">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1291 510 1433 583">数量</th> <th data-bbox="1433 510 1611 583">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 583 715 674" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="715 583 1003 632">事務器具類</td> <td data-bbox="1003 583 1291 674" rowspan="2">平成20年3月14日</td> <td data-bbox="1291 583 1433 674" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1433 583 1611 674" rowspan="2">257,250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 632 1003 674">紙折機</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	事務器具類	平成20年3月14日	1	257,250円	紙折機	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	事務器具類	平成20年3月14日	1	257,250円									
	紙折機												

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年11月17日)